多面的機能支払

広域化組織の推進

全国最速１市１協定組織

新潟県見附市

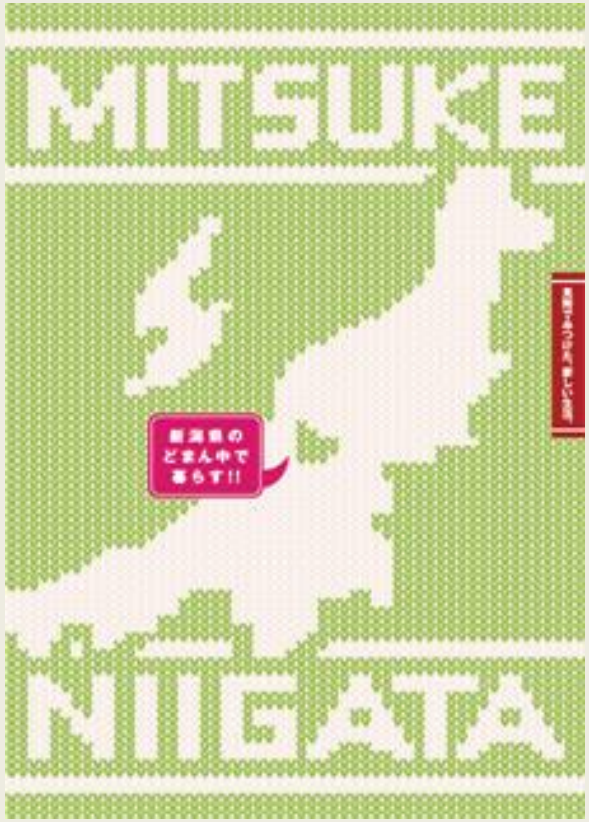

見附市の概要

新潟県の中央に位置

人口　41,421人

面積　約76Km²

農業者数1,355人　耕地面積2,122ha

昭和の時代、繊維産業と農業の町として栄えた。現在は生産用機械、プラスチック製品、繊維製品等が上記を占める。「健幸なまちづくり」を中心にコンパクトな自治体のメリットを生かした様々な施策を実施。

第１期対策

３集落　　水田カバー率　９％

第２期対策

３０集落　　〃　　５２％

多面的機能支払

６４集落　　〃　１００％

第１期対策～第２期対策

広域組織を市が主導して設立

広域組織の会長を選任

広域組織事務所を確保

広域組織事務局員を選任

広域組織への加盟を採択要件

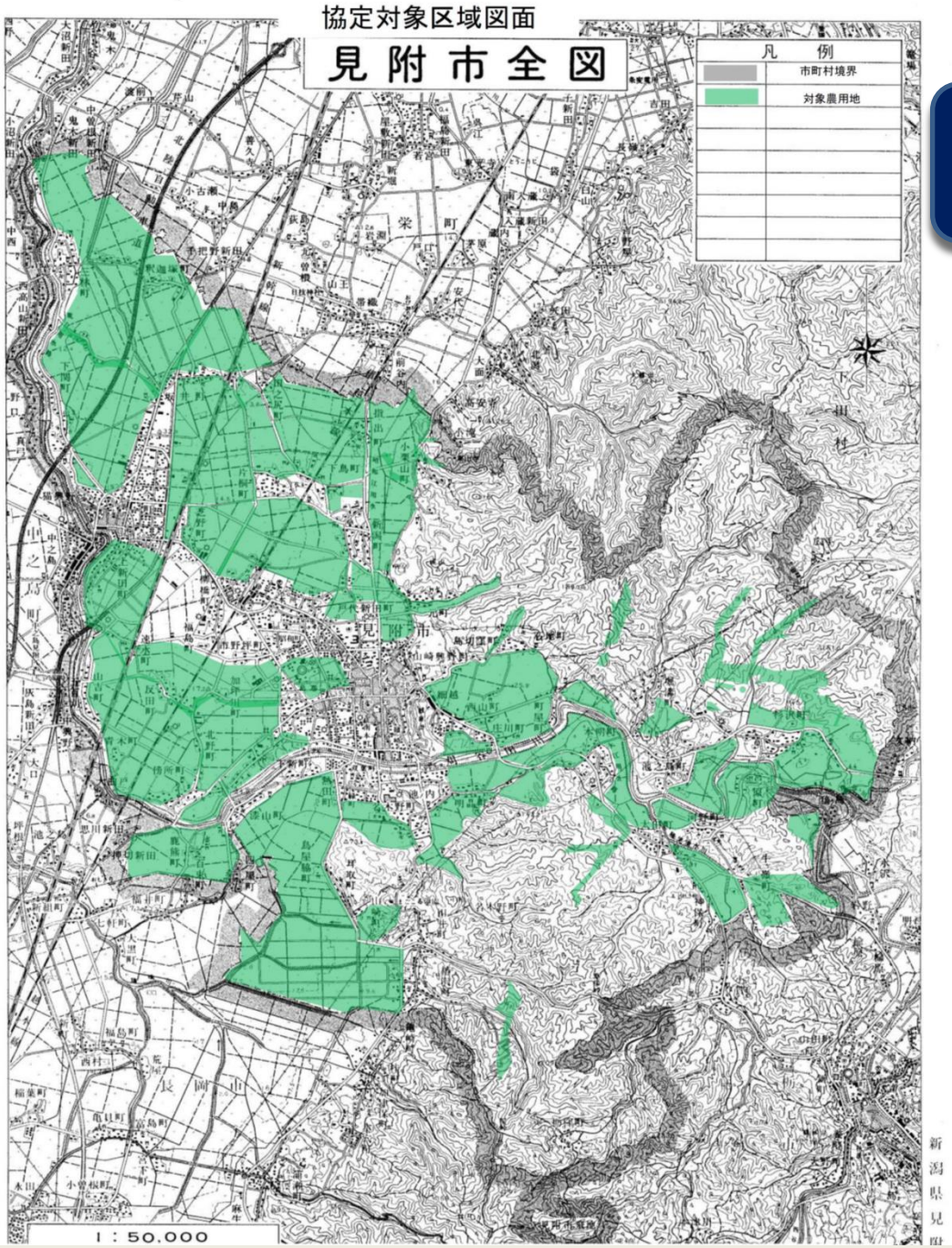

協定エリア

水田

２３６０ｈａ

畑地

１３８ｈａ

予算

約１億４千万

構成団体

４土地改良区

構成員数

集落・事務局予算

集落配分　交付額の９３％

各集落の予算は面積×単価が基本

事務局経費　７％

各集落が
０％～９％
を負担

H28　増額

内訳

事務局人件費	３０％	（日当）
事務所運営費	３０％	（リース等）
その他	４０％	（直轄工事）

各集落の業務

❶自集落の活動計画と予算作成

❷各種活動の実践

❸会計事務と活動の記録（委託可）

各集落は採択や申請、報告の書類を

知らない！

活動記録作成ファイルVER2.xlsx - Microsoft Excel

活動記録の作成は「活動の分類」が分かりずらい

平成26年度　多面的機能支払交付金 活動記録（入力様式）

活動組織名	見附保全会

活動実施日時					活動参加人数							
実施月日	実施時間				総参加人数		農業者		農業者以外		別表から活動番号を選択し入力	具体的な内容（自動で表記）
	時間帯			実施時間								
4月1日	8時00分	～	12時00分	4時00分	8	人	8	人		人	6	点検・機能診断
4月3日	19時00分	～	21時00分	2時00分	7	人	5	人	2	人	8	計画策定
4月30日	8時00分	～	10時00分	2時00分	25	人	10	人	15	人	58	クリーン作戦
5月10日	6時00分	～	8時00分	2時00分	30	人	15	人	15	人	23	水路の泥上げ
5月30日	9時00分	～	12時00分	3時00分	10	人	2	人	8	人	55	地域内の植栽・花壇つくり
6月1日	19時00分	～	20時30分	1時30分	7	人	5	人	2	人	1	会議
		～		0時00分	0	人		人		人		#N/A
		～		0時00分	0	人		人		人		#N/A
		～		0時00分	0	人		人		人		#N/A
		～		0時00分	0	人		人		人		#N/A
		～		0時00分	0	人		人		人		#N/A
		～		0時00分	0	人		人		人		#N/A

別表　活動記録(入力用)　活動記録印刷用　Sheet2

活動にあった番号を選択すると自動的に活動記録が作成される。

事　務　局　の　事　務

❶各種申請・報告等の事務

❷委託を受けた集落の事務

❸集落が発注する請負契約事務

❹長寿命化対策全般

❺集落間調整・指導・助言

❻全体研修・地域資源の適切な～

広域化のポイント

- 行政主導による広域化
- 地域に配慮した統一ルール
- 加盟集落の自主性を尊重
- 具体的なメリットを提供

広域化を推進する必要性

行政の立場からすると

職員はいずれ広域化の手法に辿り着く

何故なら**事務負担が大きい**から

農家の立場からすると

集落はいずれ広域化の手法に辿り着く

何故なら**人材が確保できない**から

優良事例となっている組織って・・・

多様な広域組織の組織形態

１市１組織型、旧市町村型、土改型、JA型、学校単位区型、近隣集落型

広域化の形に決まりはない！

広域組織の会計

一元化方式と集落配分方式

会計方法に決まりはない！

事務局の機能

運営型事務局と書類型事務局

事務局の在り方に決まりはない！

広域協定（組織）とは何か？

協定区域を加盟集落で活動するという**協定書**

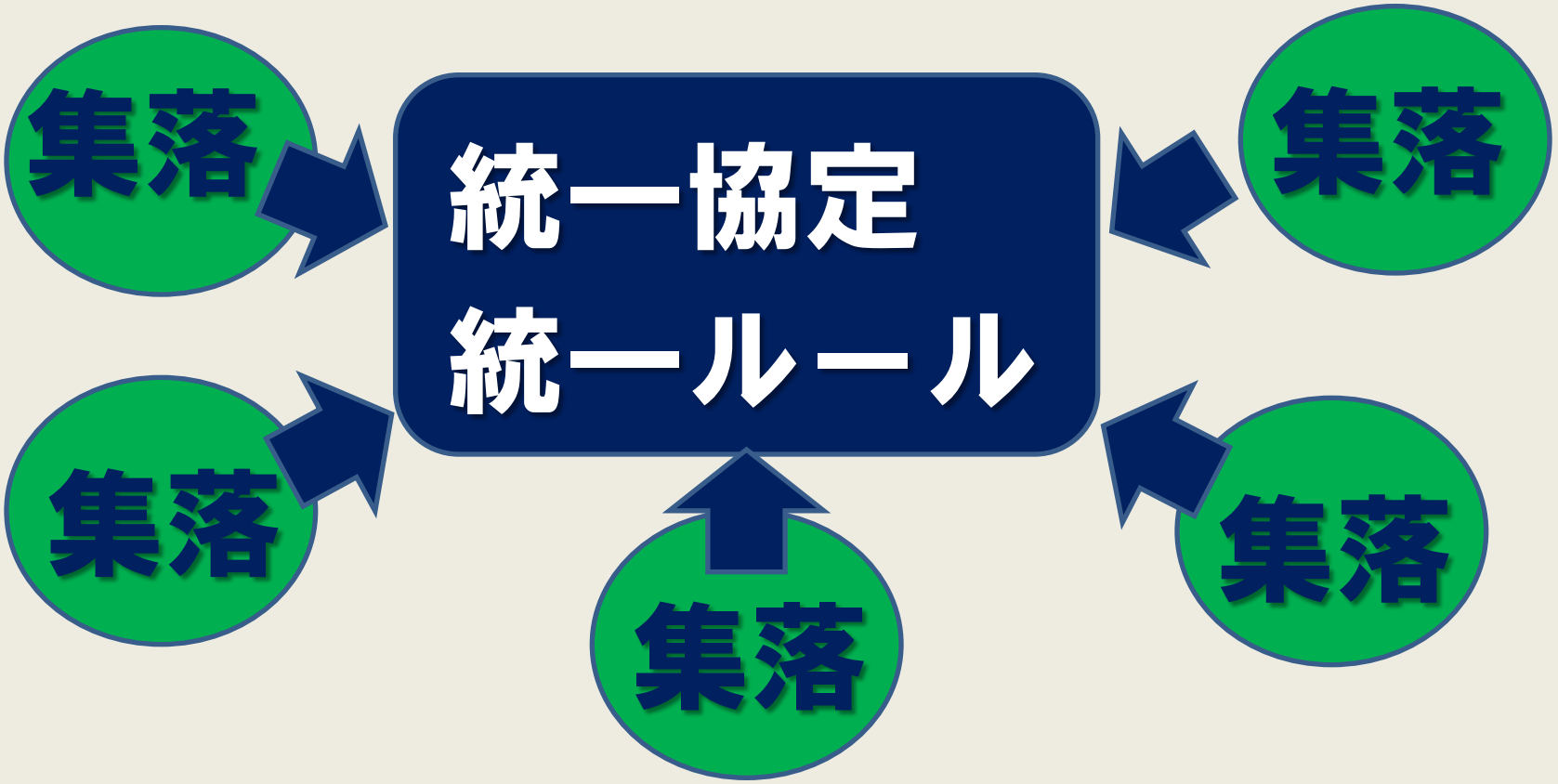

各集落が**協定に加盟**することであって
活動の単位はあくまでも**集落**

広域化の行政メリット

県・市町職員の事務負担は大幅に軽減！

集落から市町への交付申請・実績報告に係る書類は「１／市内集落数」に軽減される

広域と未広域の担当者　年間業務量の比較（見附市など）

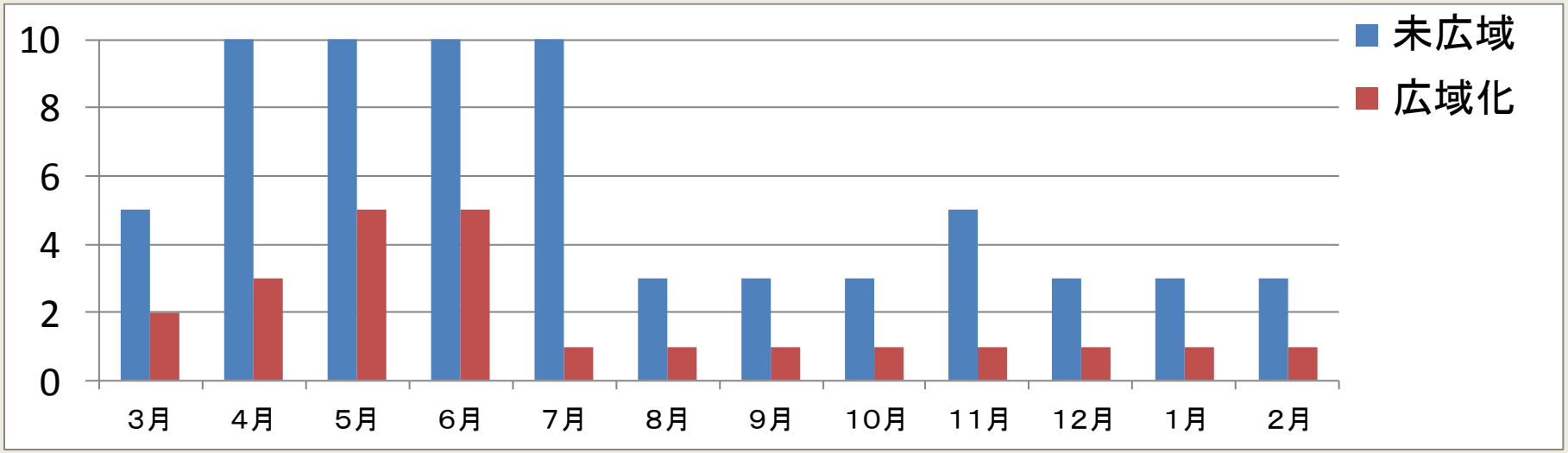

実績報告

市（町）が実施する事務の中で、とりわけ大きな負担となっているのが、**実施状況の確認**です。

個別集落の場合は、集落から直接、市町へ実施状況報告（様式第１－８号）が提出されるため、市（町）は一から点検をする必要がありますが、広域協定の場合は、**事前に協定事務局が右様式にて、会計も含めて確認**を実施するので市（町）に報告される時点での誤り等はほぼ解消されています。

（別記１－４様式第１号）

平成24年度　農地・水保全管理支払交付金（共同活動支援交付金）に係る
実施計画、活動報告及び運営委員会による活動報告確認票（椿沢農地・水保全管理事業活動組織）

参加集落（活動組織）	実施計画	策定日	平成24年4月8日	策定者	
	活動報告	報告日	平成25年3月25日	報告者	
運営委員会	活動報告の確認	確認日	平成25年3月26日	確認者	

記入様式

活動項目				実施計画		活動報告		活動報告の確認（運営委員会記入）	
					実施予定時期		実施日または未実施理由		備考
基礎活動	点検及び機能診断		農用地	○	4月	○	4/21,6/1	○	
			施設	○	4月	○	4/21,6/1	○	
	年度活動計画の策定			○	4月	○	4/8,13,5/26	○	
	機能診断・補修技術等の研修			○	平成24年度	●	平成25年度実施予定	●	
	実践活動	農用地	①遊休農地発生防止のための保全管理【遊休農地解消面積】	○	診断に応じて実施	●	異常なし	○	点検結果に基づく
			②畦畔・農用地法面・防風林等の草刈り	○	7月	○	6/10	○	
			③畦畔・農用地法面等の補修	○	診断に応じて実施	●	異常なし	●	
			④施設の適正管理	○	診断に応じて実施	●	異常なし	●	
			⑤異常気象時の対応	○	異常気象発生後	●	異常なし	●	
		水路	①水路の草刈り	○	6月	○	6/10,27,7/12,20,22,23,26	○	
			②水路の泥上げ	○	7月	○	4/22	○	
			③水路の適正管理	○	診断に応じて実施	○	7/8,11/15	○	
			④付帯施設の適正管理	○	診断に応じて実施	○	10/24,29,11/19,20	○	
			⑤異常気象時の対応	○	異常気象発生後	●	異常なし	●	
		農道	①路肩、法面の草刈り	○	7月	○	6/10,7/22	○	
			②側溝の泥上げ	○	7月	○	4/22	○	
			③農道の適正管理	○	診断に応じて実施	○	7/26,8/22	○	
			④付帯施設の適正管理	○	診断に応じて実施	●	異常なし	●	
			⑤異常気象時の対応	○	異常気象発生後	●	異常なし	●	
		ため池	①ため池の草刈り	○	7月	○	7/11	○	
			②ため池の泥上げ	○	診断に応じて実施	●	点検の結果泥だまりなし	○	点検結果に基づく
			③堤体の適正管理	○	診断に応じて実施	●	異常なし	●	
			④付帯施設の適正管理	○	診断に応じて実施	●	異常なし	●	
			⑤異常気象時の対応	○	異常気象発生後	●	異常なし	●	

既存組織の了解を得る

今さら面倒だ！

段取りは全部市（町）がやります！

予算が心配だ！

基本は面積×単価です！

活動に制限がかかるのでは？

むしろ活動の幅が広がります！

メリットがないのではないか？

デメリットもありません！

集落のメリット

事務負担の軽減

効果的な予算の執行

共同実施による経費の節減

各集落の特化した活動が可能

活動の幅を広げてやる

統一ルールの重要性

活動に対して**市町が可否を判断**をする場合は、どちらにしても**理由が必要**となる。

また、**個別集落が合意形成**を図っても、市としては**全体のバランス**からその集落だけを認めずらい。

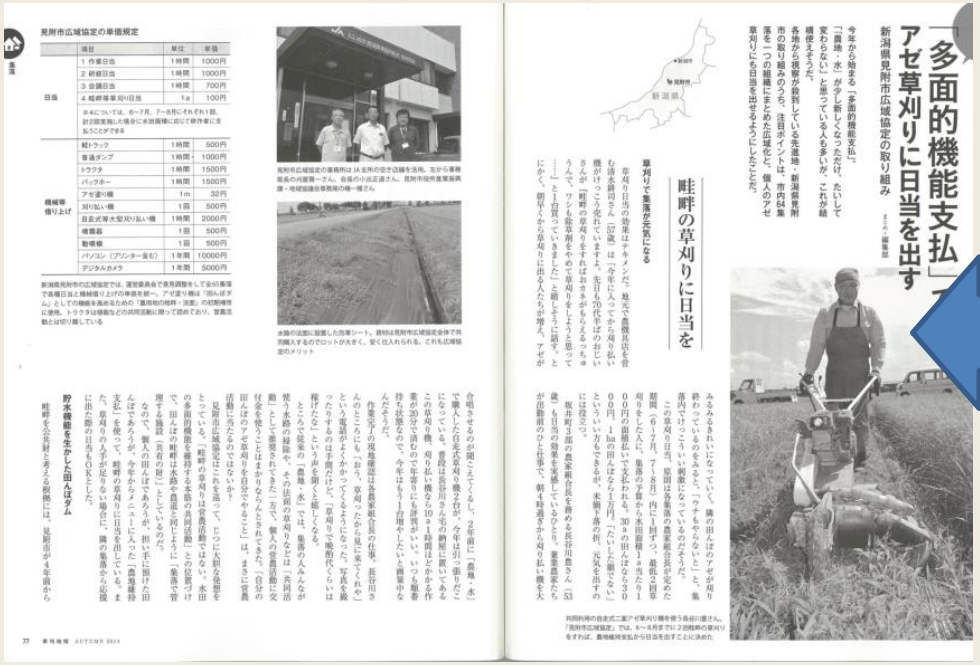

見附市広域協定の単価規定

	項目	単位	単価
日当	1 作業日当	1時間	1000円
	2 研修日当	1時間	1000円
	3 会議日当	1時間	700円
	4 畦畔等草刈り日当	1a	100円
	※4については、6～7月、7～8月にそれぞれ1回、計2回実施した場合に本助成額に応じて補作業に支払うことができる		
機械等借り上げ	軽トラック	1時間	500円
	普通タンプ	1時間	1000円
	トラクタ	1時間	1500円
	バックホー	1時間	1500円
	アゼ塗り機	1m	32円
	刈り払い機	1回	500円
	自走式草大型刈り払い機	1時間	2000円
	噴霧器	1回	500円
	動噴機	1回	500円
	パソコン（プリンター含む）	1年間	10000円
	デジタルカメラ	1年間	5000円

新潟県見附市の広域協定では、運営委員会で意見調整をして全分集落で共通日当と機械等上げの単価を統一、アゼ塗り機は「田んぼダム」としての機能を高めるための「農用地の維持・活動」の初期補修に使用。トラクタは機能などの共同活動に限って認めており、営農活動とは切り離している

見附市広域協定の事務所は JA 北部の空き店舗を活用。左から事務局長の河原賢一さん、会長の小出正道さん。見附市役所農業振興課・地域協働会事務局の唯一職員さん

水路の法面に設置した防草シート。雑草は見附市広域協定全体で共同購入するのでロットが大きく、安く仕入れられる。これも広域協定のメリット

「多面的機能支払」でアゼ草刈りに日当を出す

新潟県見附市広域協定の取り組み

今年から始まる「多面的機能支払」。「農地・水」が少し形しなっただけ、たいして変わらない」と思っている人も多いが、これが結構使えそうだ。各地から視察が殺到している先進地・新潟県見附市の取り組みのうち、注目ポイントは、市内64集落を一つの組織にまとめた広域化と、個人のアゼ草刈りにも日当を出せるようにしたことだ。

ライター・編集部

新潟県

見附市

畦畔の草刈りに日当を

草刈り日当の効果はテキメンだ。地元で農機具店を営む赤坂昭さん（52歳）は「今年になってから刈り払いの機会がけっこう増えていますよ。先日も70代半ばのおじいさんが「畦畔の草刈りをやればおさがりをもらえるっちゃ」って、ワシも頼まれたんだ。年寄りをしょうと思ってこれから草刈りに出る人たちが増え、アゼがみるみるきれいになっていく。隣の田んぼのアゼが刈り終わっているのを見ると、「オレもやらないと」と、集落内でいっせい刈り払い機になっているのだそうだ。この草刈り日当、7～8月に1回ずつ、最低2回草刈りをしたとして、集落の平均から1回目は1ha当たり1000円、2回目は1ha当たり2000円、「たいした額じゃない」といえるかもしれないが、1ha当たりの田植え1回分の作業料金に相当する額。もし当の農業生産法人「ファーム赤坂」の場合、1ha当たり3回の農薬散布作業を請け負っているとき、農薬農家たちが出動前のひと仕事で、朝4時過ぎから刈り払い機を大

共同利用の自走式二連アゼ草刈り機を使う長谷川豊さん。「見附市広域協定」では、6～8月末でに2回畦畔の草刈りをすれば、農地維持支払から日当を出すことに決めた

見附市広域協定の事務局は JA 北部の空き店舗を活用。左から事務局長の河原賢一さん、会長の小出正道さん。見附市役所農業振興課・地域協働会事務局の唯一職員さん

水路の法面に設置した防草シート。雑草は見附市広域協定全体で共同購入するのでロットが大きく、安く仕入れられる。これも広域協定のメリット

合地域させるのが目的にしてくれる。2年前に「農地・水」で導入した自走式草刈り機2台が、今年は引っ張りだこになっている。農民は長谷川さんの紹介に頼っている。この草刈り機、刈り払い機などを10a1時間ほどかかる作業が20分で済むので年寄りにも評判がいい。いつも順番待ち状態なので、今年はもう台数をふやしたいと機械屋さんたちは言っている。

作業受ケ手の現場認識は各農家組織長の仕事。長谷川さんのところにも「おい、草刈ったから見に来てくれ」という電話がよくかかってくるようになった。写真を撮ったりする手間だけで、草刈り1度程代くらいは稼げたな」という声を聞くと嬉しくなる。

ところで、従来の「農地・水」では、集落のみんんなが使う水路の掃除や、その法面の草刈りなどは、共同活動として推奨されてきた。ただ、「自分の田んぼのアゼ草刈りを自分でやること」は、まさに営農活動に当たるのではないか？

見附市広域協定はこれを高って、ひっこに大胆な発想をとっている。「畦畔の草刈りは営農活動ではない。水田の多面的機能を維持する水路の共同活動」と位置づけて、田んぼの畦畔に水路や農道と同じように「集落で管理する施設（共有の財）」としているのだ。

なので、個人の田んぼにあるアゼ、刈り手に任せた田んぼであろうが、今年からメニューに入った「農地維持支払」を使って、畦畔の草刈りに日当を出している。また、草刈りの人手が足りない場合に、隣の集落から応援に出た際の日当もOKとした。

貯水機能を生かした田んぼダム

畦畔を大切に共同と考える根拠には、見附市が4年前から

統一ルールを市内集落が全体で合意形成を図ることができれば、市町は方法論ではなく、単価等の適正性だけを判断すればよいのではないか。

責任は事業実施主体である組織にある

広域化の手順（行政主導）

1　広域形態・運営方法の決定（行政）
2　本部・事務局体制の準備（行政）
3　各集落への説明　（行政）
4　各集落の合意形成（集落）
5　準備委員会の設立（集落・行政）
6　設立総会（組織）
7　広域協定認定申請（組織）
8　協定承認（市）

ここは…

１から８まで最短２カ月

広域化の最大のポイント

組織が上手く機能するためには

人選（会長と事務局）

広域化を図るためには

上司の理解と後押し

行政の負担軽減を図る１

集落と行政は同じ悩みを抱えている

煩雑な事務

本事業の適正な実施は「担当職員」の事務処理と集落への対応能力にかかっている。それが職員への負担となり、人事異動の妨げとなっている場合がある。

主管課

担当者の選任
適正人員の配置要望

人事
当局

体制拡充は困難

主管課のトップとしての責任と判断

行政の負担軽減を図る２

行政の負担軽減を図り、組織が安定的且つ継続的に事業を実施する

↓

●担当者が扱う「量」を削減する。

対応する集落を減らすことで、質問などへの**対応の負担の軽減**や、申請、実績関連書類など担当者が取り扱う書類の**枚数が削減**できる。

●行政に頼らない組織づくり

活動の理解、書類の作成等、行政が指導・助言しなくとも**自らで考え行動できる組織**をつくる

事務支援組織の設立構想

組織の強化を図る

●正規雇用に基づいた適正人員の配置

●営農面での連携強化（広域メリット）

↓

多面的機能支払の組織では困難

↓

広域協定の全面的に事務受託をする
新たなNPO法人の設立を検討　H29～

新たなNPO法人の事業構想

農村集落保全管理部門

●見附市広域協定の事務受託

3支払の事務委託による委託料収入

●農業人材バンクの運用

草刈応援隊や農作業者の派遣による日当の一部を収入

営農部門

●農産物の販売（直売所、ネット販売、etc）

●特産品の開発製造（6次産業化）